

広報

# ふじ

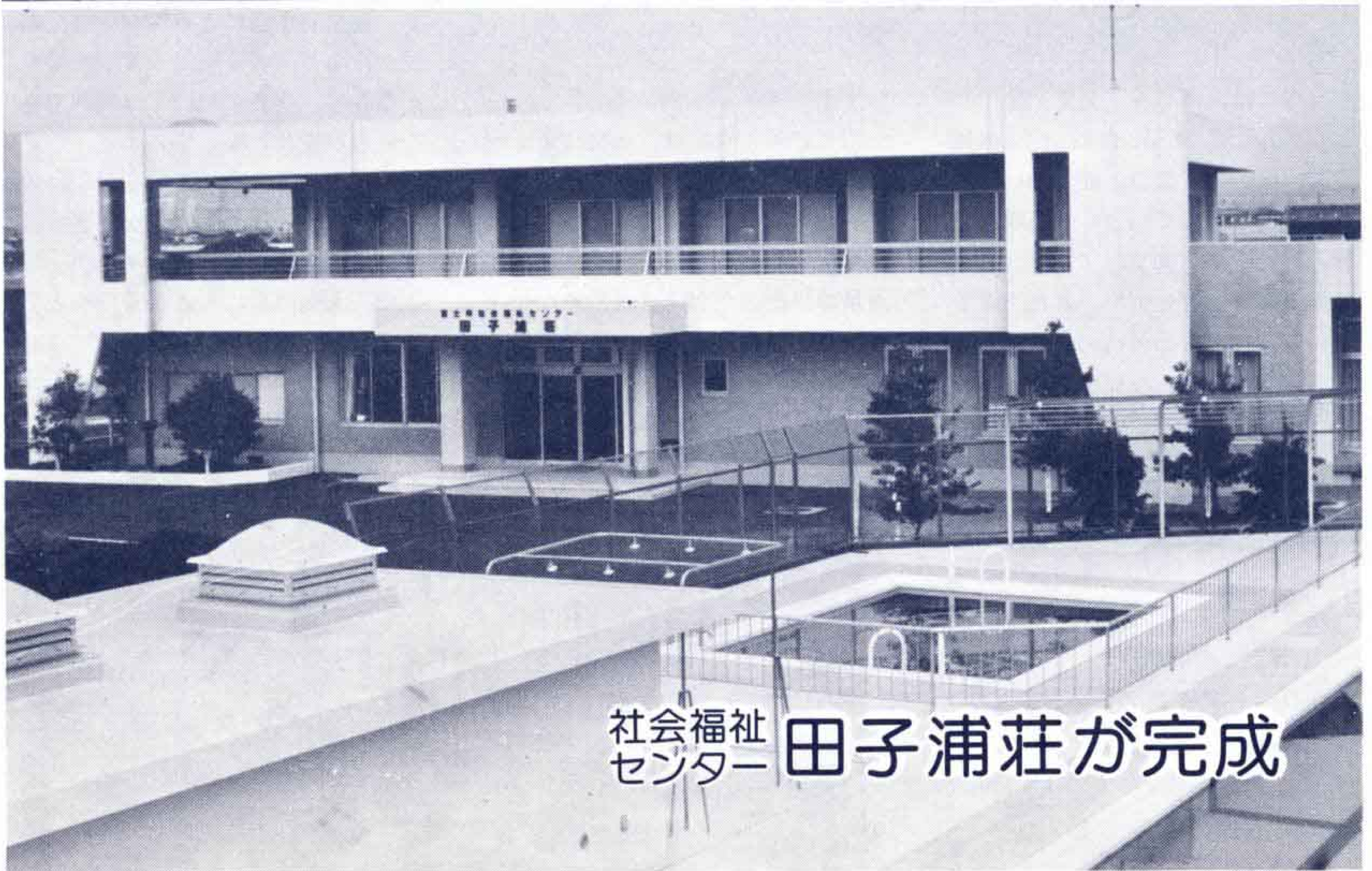
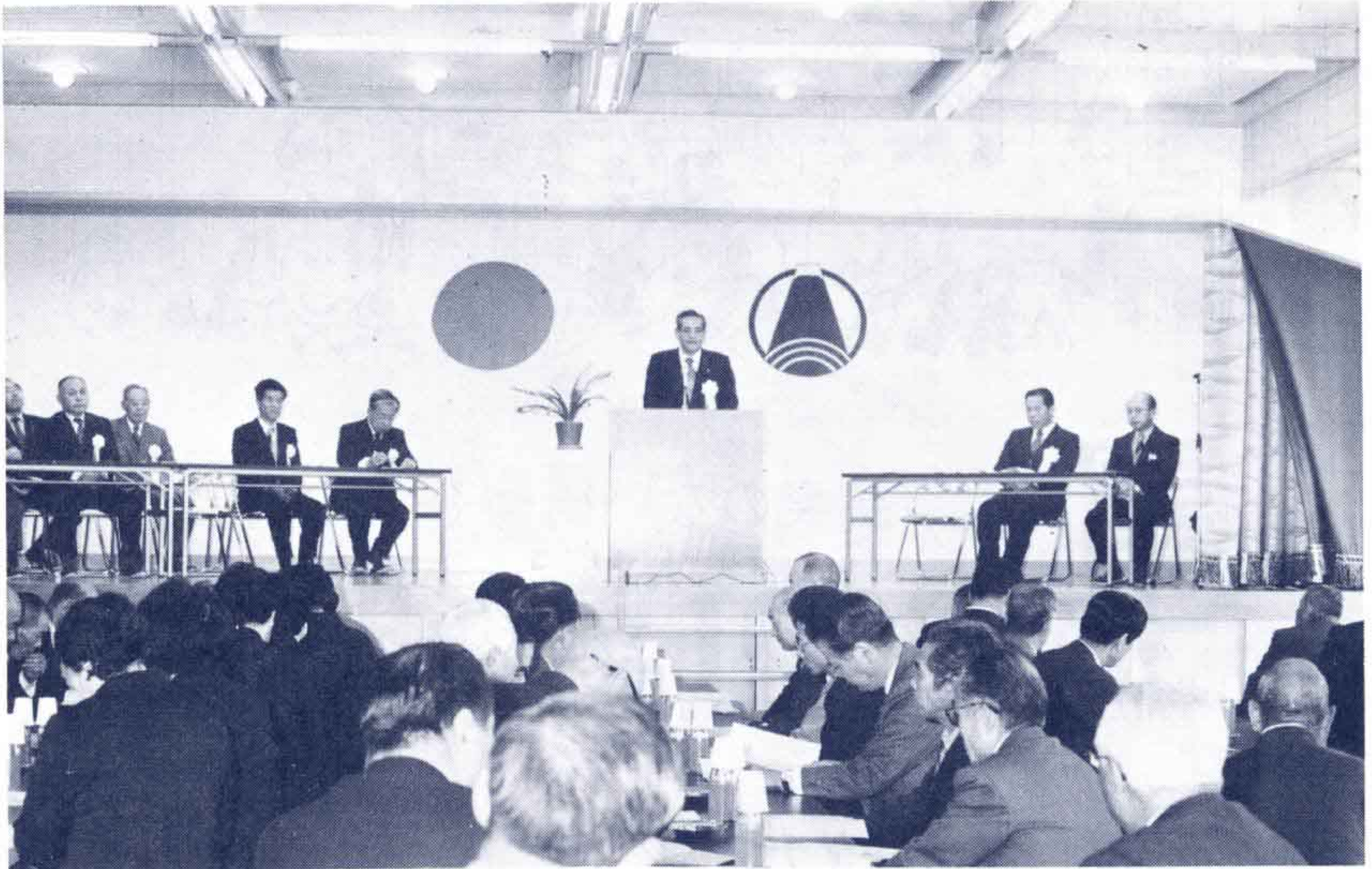
〔毎月5日・25日発行〕

55.4.5

№.293

発行・富士市役所  
富士市永田61-1  
電話<0545>51-0123

編集・  
行政管理部広報広聴課



社会福祉センター 田子浦荘が完成



市は、市公害対策審議会の答申に基づいて「悪臭のない街づくり、のための「富士市悪臭公害防止対策指導要綱」を作りました。

これは、富士201要綱と名づけられ、人の鼻で悪臭をチェックするという、官能試験法を取り入れています。

この要綱は、10月1日から実施されます。

# 富士201要綱

ニ オ イ

悪臭のない街づくりを目指し

## 市民の鼻で悪臭をチェック

市内には、紙パルプ製造業を中心として、化学、薬品、食品、輸送機械塗装、樹脂加工業など約1,200の製造事業所と加えて約300の養鶏、養豚等の畜産業があり、このうち約750の事業所が悪臭を排出。また100事業所が市民からの苦情の対象となっており、いろいろな問題を抱えています。

昭和47年5月31日、悪臭防止法が施行され、翌48年1月から地域指定の規制を受けて、紙・パルプ工場では本格的な臭気対策が推進され、相当量の排出量が減らされ、また、市民からの苦情件数も年々すくなくなってきました。

しかしながら、その他の業種の悪

臭については、減少の傾向は見られず、悪臭防止法による規制では、市民からの苦情の3割足らずしか対象とならず、残る7割以上は規制できないのが現状となっています。

そこで、生活環境を損うおそれのあるすべての悪臭の測定ができる官能試験法の「三点比較式臭袋法」により、人間の鼻による判定にもとずいて、悪臭防止対策を推進してゆくものです。

### 三点比較式臭袋法とは

人の嗅覚により判定するものです。

この方法は、客観性や個人差等多くの問題点について解明したもので、苦情の対象となる臭気を無臭空気臭いの感じられなくなるまでうすめたときの、希釈倍率（臭気濃度）により評価しようとするものです。



## 人間の鼻による 悪臭の測定

現行の悪臭防止法では、指定8物質について機器測定による成分濃度規制方式がとられておりますが、これだけでは、いろいろな悪臭の測定には十分ではありません。

これに対して「三点比較式臭袋法」では、あらゆる悪臭の測定が可能であり、市民の苦情により多く対応するため、市民のパネル（においを嗅ぐ人）によって、悪臭の測定をしています。



## 敷地境界線の基準

悪臭公害は、感覚公害であるという性格上、市民生活の内容により臭気に対する意識、感じ方が異なることが考えられます。

そこで、市内を住居区域、工業区域及びその中間的区域の3つに区分し、それぞれの区域ごとに、右下表のとおり臭気濃度のゾーンで基準を設定しております。

臭気濃度の測定は、各事業所の敷

地境界線において行うこととしています。

## 排出口の基準

煙突等の気体排出口から出される臭気は、影響が広範囲にわたり、区域の区分を越えて着地することが考えられます。

そこで、排出口については、拡散式による規制を行い、最高着地点における臭気濃度が、区域ごとの臭気濃度の基準を達成するよう排出口ごとに指導することになっています。

い、その結果、基準に適合しないと認めるときは、改善するよう発生事業所に勧告して改善指導を行います。

この際、中小企業に対しては、悪臭防止施設の設置や改善等については、資金のあっせんや、技術的な助言につとめることになっています。

また、理由なく勧告に従わないときは、事業者の氏名を公表することができるようになっています。

## 工場等へのPR

この要綱の主旨のPRは、工場等に対しては、富士環境保全協会を通じて行い、また、畜産業等に対しては、市農政課と公害課が連携して周知徹底をはかり、事業者の理解のもとに、防止対策指導を推進していくことになっています。



## 指導の方法

指導の方法としては、市民から苦情のあった工場等の悪臭の測定を行

| 区域区分  | 都市計画法による用途地域等                      | 臭気濃度     |
|-------|------------------------------------|----------|
| 第1種区域 | 第1種住居専用地域<br>第2種住居専用地域<br>住居地域     | 10 ~ 30  |
| 第2種区域 | 近隣商業地域<br>商業地域<br>準工業地域<br>市街化調整区域 | 20 ~ 60  |
| 第3種区域 | 工業地域<br>工業専用地域                     | 30 ~ 150 |

## 各課の事務が一部かわります

市役所の機構の一部が、4月1日から改正され、これに伴い各課で扱う事務が一部変更になります。市民に直接、関係のあるものは次の課で取扱います。

〔市民生活課〕 広報広聴課市民相談室で扱っていた「相談業務」と、旧商工課で扱っていた「消費者系の事務」

〔市民課〕 総務課で扱っていた「住居表示に関する事務」

〔環境衛生課〕 旧保健衛生課で扱っていた「防疫、火葬場等に関する事務」

〔商業労政課〕 旧商工課で扱っていた「商業観光系の事務」と「労政系の事務」および「勤労者住宅資金の貸付事務」

〔環境保全課〕 林政課で扱っていた「鳥獣保護等に関する事務」

〔社会課〕 建設部管理課で扱っていた「老人居室整備資金の貸付事務」

〔道路課〕 第1清掃工場で扱っていた「側溝の土砂処理」

〔文化振興課〕 社会教育課で扱っていた「文化振興系の事務」

〔学校教育課〕 旧体育保健課で扱っていた「保健系の事務」

暮らしのたより(市役所) ☎51011111(三)

## 55年度予防接種の実施予定

- ・ 予防接種は体の調子の良い時に受けてください。
- ・ 日時、会場等は「暮らしのたより」紙上でお知らせします。
- ・ 予防接種には思いがけない事故がおこることがあります。お母さんは日ごろから、子どもの体質、調子、健康状態に気をつけてください。また、該当者は予防接種の注意事項等をよくお読みください。
- ・ 市内の保育園、幼稚園、小学校、中学校の園児、児童、生徒の予防接種については別に、保育園、

学校等から連絡します。

- ・ BCG、麻しん、ポリオ、相互の接種間隔は1ヵ月。三種混合、日本脳炎、相互の接種間隔は2週間。また、先にBCG、麻しん、ポリオを接種した後に、三種混合、日本脳炎を接種する間隔は2週間。先に、三種混合、日本脳炎を接種した後にBCG、麻しん、ポリオを接種する場合は、1ヵ月の接種間隔が必要なので、麻しん接種該当者は下記日程をよく確かめて接種してください。
- ・ 問合せは、市健康課 内線 322

| 種 類                          | 実施予定時期    | 対 象 者  | 受 付 時 間     |
|------------------------------|-----------|--|-------------|
| 急性灰白髄炎予防接種<br>(経口ポリオ生ワクチン投与) | 上期 5月     | 1回目 S54.7.1～S55.1.31までの出生者<br>2回目 S54.2.1～S54.6.30 " | 13:20～14:20 |
|                              | 下期 10月    | 1回目 S55.2.1～S55.6.30までの出生者<br>2回目 S54.7.1～S55.1.31 " |             |
| 三種混合予防接種<br>(ジフテリア、百日咳、破傷風)  | 上期 9月     | 1期 S53.1.1～S53.6.30までの出生者<br>2期 S52.1.1～S52.6.30 "   | "           |
|                              | 下期 1～3月   | 1期 S53.7.1～S53.12.31までの出生者<br>2期 S52.7.1～S52.12.31 " |             |
| 日本脳炎予防接種                     | 6～7月      | 1期 S51.4.2～S52.4.1までの出生者<br>2期 S50.4.2～S51.4.1 "     | "           |
| ツベルクリン反応注射及びBCG              | 7月        | S53.6.1～S54.5.31までの出生者                               | "           |
| 結核健康診断                       | 5～9月      | 16歳以上の結核予防法による全市民<br>(官公庁、会社(パート)、学校等で受診しない人)        | 10:00～15:00 |
| 麻しん予防接種                      | 7,8月を除く各月 | 1歳半を対象   | (各医療機関で実施)  |

## 4月の当直医

休日当直医は、富士医師会が急病患者のために定めたものです。

当直医院は急病のときだけ、ご利用ください。

- ・ 4月6日  
外科 望月医院 61-8075 本市場  
" 米山医院 52-0275 今泉一  
産婦人科 米山病院 52-3060 吉原四

- ・ 4月13日  
外科 榎村医院 63-8881 柚木  
" 渡辺病院 51-3751 錦町一  
産婦人科 望月医院 34-0445 西比奈

- ・ 4月20日  
外科 中央病院 61-8800 本市場  
" 芦川病院 52-2480 中央二  
産婦人科 柵山医院 71-4771 厚原

- ・ 4月27日  
外科 松本医院 71-2570 久沢  
" 米山病院 52-3060 吉原四  
産婦人科 遠藤医院 52-1941 吉原三

- ・ 4月29日  
外科 宮下医院 61-0376 平垣  
" 清河医院 21-6212 広見六  
産婦人科 武田医院 63-5122 西宮島

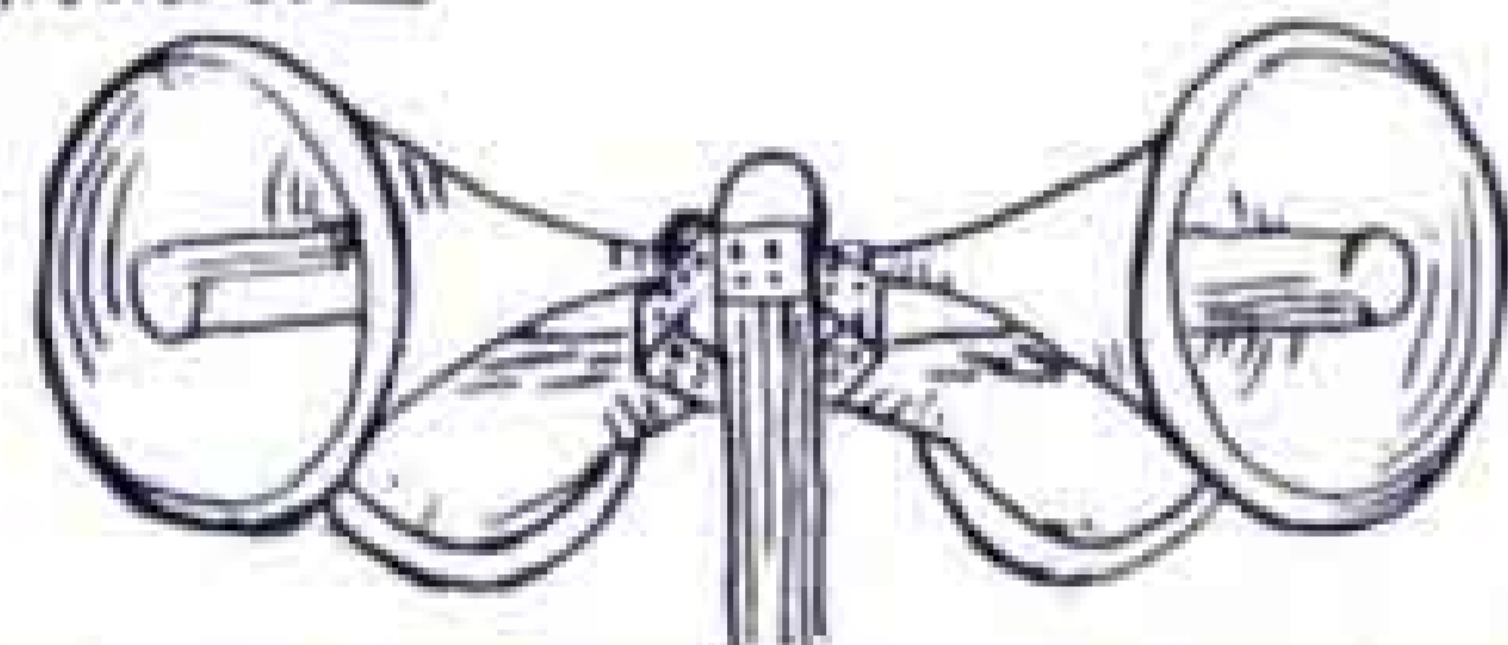
いつせい防疫

| 月 日     | 午 前                        | 午 後                        |
|---------|----------------------------|----------------------------|
| 4月8日(火) | 滝戸③<br>厚原南② 久沢南①           | 鷹岡本町一③<br>鷹岡本町二②<br>鷹岡本町三① |
| 9日(水)   | 入山瀬天王町②<br>入山瀬久保②<br>入山瀬東② | 入山瀬西③<br>天間田代③             |
| 10日(木)  | 天間北二③<br>天間川坂③             | 天間北一④<br>天間東②              |
| 11日(金)  | 天間南⑥                       | 厚原北⑥                       |
| 14日(月)  | 厚原中⑥                       | 厚原西⑥                       |
| 15日(火)  | 久沢東⑥                       | 久沢西⑥                       |
| 17日(木)  | 久沢北⑥                       | 穴原一③<br>穴原二③               |

※○数字は作業員の人数

聞いていますか

市の広報無線放送



午前7時30分・午後5時

市の行事や催しなど定時放送と火災情報など、臨時のお知らせもしています。

医療費を助成します

市は、老人医療費、重度障害児(者)医療費など、医療費の助成を行っています。該当する人は、市社会課(内線229、230)で申請してください。

| 医療助成費       | 対 象 者   | 申請に必要なもの                                       |
|-------------|---|--|
| 老人医療費       | 満70歳になった人(社会保険の被保険者本人は、該当しません)<br>60歳から69歳までの身体に障害のある人(障害者手帳4級の一部まで)  | ・印かん ・健康保険証<br>・障害者手帳(60~69歳迄の人)               |
| 重度障害児(者)医療費 | 障害者手帳1級~2級の65歳未満の人<br>療育手帳Aの人<br>特別児童扶養手当1級の人   | ・印かん ・健康保険証<br>・障害者手帳 ・預金通帳                    |
| 精神障害児(者)医療費 | 市内に6ヵ月以上住んでおり、保護義務者に指定された人にかかわる患者の入院が3ヵ月をこえ、なお、引き続き6ヵ月以上の入院を必要とする人  | ・印かん ・健康保険証<br>・障害者年金証書(障害年金を受給している人)<br>・預金通帳 |
| 乳幼児医療費      | 1歳未満の乳児<br>小学校就学前の幼児で、1回の入院が14日をこえたとき   | ・印かん ・健康保険証<br>・母子手帳<br>・保護者名義の預金通帳            |
| 母子家庭等医療費    | ・配偶者のいない母子(父子)家庭の18歳未満の児童とその児童を現に扶養している人<br>・配偶者が、精神または、身体の障害により、長期にわたって労働能力を失っている人と、その人に現に扶養されている18歳未満の児童<br>・両親のいない18歳未満の児童<br>※これらの対象者の家庭で、対象者または、扶養義務者に所得税が課せられていないこと。<br>ただし所得税が課せられている場合であっても、義務教育終了前の児童が14日をこえた入院をしたときは、医療費の助成対象となります。 | ・印かん<br>・健康保険証<br>・前年度源泉徴収票<br>・保護者名義の預金通帳     |

勤労者に住宅建設資金を融資

◇対象

- ・市内に、住宅を新築、増築、宅地購入、建売住宅の購入などで貸付を希望される人。
- ・市内に1年以上住んでいる人。または、5年以上勤務し、市町村税を完納している人。

◇貸付を受けられる建物と土地

- ・住宅の場合は、建築面積が40平方メートル以上、120平方メートル以下であること。  
ただし、次のいずれかの場合は150平方メートル以下であること。
- ・60歳以上の老人とその親族が同居する住宅
- ・6人以上の多人数の親族が同居する住宅
- ・心身に障害がある人とその親族が同居する住宅
- ・宅地の場合は、面積が150平方メートル以上、300平方メートル以下で、5年以内に住宅を建築する人。

◇融資金額 300万円以内

◇貸出金利

- ・5年(150万円まで)、10年(300万円まで)の場合は、年利6.24%
- ・15年、20年の場合は、300万円まで年利6.36%

◇受付は 4月22日(火)~4月25日(金)

10:00~15:00

市庁舎2階ロビー

◇抽せん会

5月7日(水) 富士文化センター

◇説明会日程

4月16日(水) 吉原市民会館 18:00から

4月17日(木) 富士文化センター "

4月18日(金) 鷹岡公民館 "

◇問合せは 市商業労政課 内線 398

暮らしのたより(市役所) ☎510113

# 「わたしの便利帳」全世帯へ配布

## 電話機のそばへ置いて活用を



市役所の窓口について、必要な情報と案内をまとめた「わたしの便利帳」が、このほどできました。

この便利帳は、週間誌と同じB5判の大きさで、64頁。表紙と裏がカラー、本文は2色印刷です。

内容は、市民の窓口・税金と保険年金・健康な暮らし・市民の安全・住まいとまちづくりなど、14項目にわけられ、窓口事務の案内や手続方法などが、一目でわかるように編集されています。このほか、市の施設案内や公共機関を

はじめ、医療機関の電話番号も載せてあります。この便利帳は、4月中旬には、地区委員さんを通して全世帯に無料で届けられるほか、市外からの転入者にも市民課窓口で渡されます。ぜひ、電話機のそばなどに置いて、活用してください。

また、この便利帳についてご意見がありましたら、広報広聴課までお寄せください。

☎51-0123 内線528

# 新しい部長きまる

## 462人の人事異動

市の行政機構の一部改革に伴い、4月1日付で部、課長ほか一般職員の内462人の人事異動がありました。部長職の異動は、次のとおりです。(カッコ内は旧任)

・行政管理部長 大石克己(環境部長)・財政部長 矢部寿一(福祉部長)・財政部参事(税担当) 橋本朝男(資産税課長)・市民部長 望月雅己(経済部長)・福祉部長 宮下清(総務部参事)・環境部長 永井利夫(都市整備部長)・商工農林部長 松坂博文(企画調整部

参事)・都市整備部長 中川克美(建設部長)・参事 広瀬弘行(主任調整参事)・監査委員事務局長(市民部長)・教育委員会へ出向、参事 鈴木博(調整参事)・行政管理部付参事 関政雄(企画調整部長)・同 長洲幹彦(総務部長)・同 窪田猛(公設卸売市場長)

### グループ訪問

19

# 無心に筆を走らせる

## 〔洗心会〕

「すべてを忘れて無心に筆を走らせる。これが書道の良さでは」とリーダーの鈴木静江さん(62歳)は語る。

創立は昭和46年11月、成人学校修了生が、「このまま書道を続けよう」というのがきっかけ。

現在、会員は25名。筆をもち始めて2~3ヵ月の会員もいれば、師範の資格をもつ会員も。

年2回の昇給試験前には、1日4~5時間も筆をもつ会員もいる。



講師の星谷六郎さん(56歳)は、「生涯を通じて打ち込めるのが書道です。会員には書の美しさ、苦しさを知ってほしい」と話していました。

連絡先 小沢徳江 ☎51-0748



### 大淵Aチーム優勝

#### 市老人ゲートボール大会

やわらかな日ざしの三月十二日、第一回富士市老人ゲートボール大会が農協会館南広場で開かれました。あつまったおじいちゃん、おばあちゃん、普段の練習量の差か、第一ゲートを最後まで通過できない選手もいれば、各ゲートをスイスイ通過していく選手などさまざまでした。試合の結果、大淵Aチームが初優勝をかざりました。



### “これが下水処理場…”

春休み恒例の“親と子の市政数室、が3月26日行われました。

4月から供用開始する西部浄化センターのロビーに入ると、「ウワーこれが下水処理場？きれいな建物だなあ」と歓声。

前日設置された浄化センターの模型をみながら説明に聞きっていました。



### よく聞こえるね

#### この電話



「耳の不自由な人でも聞こえます」と福祉電話の説明会が、3月23日市民会館で開かれました。

この電話は、普通の電話より最高20倍まで声を大きくして聞くことができます。

実際に電話を使って試した人は、「ウン、ウン」とうなづいていました。

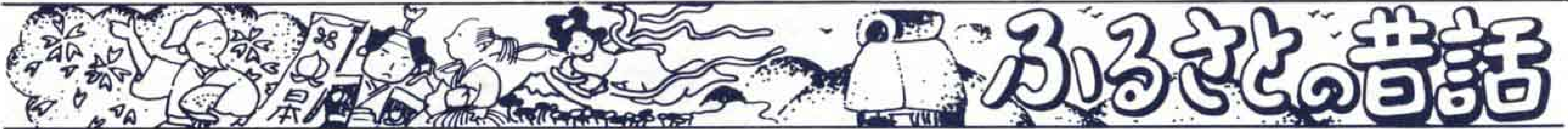
### 体育館開きと校歌披露の会



### 体育館と校歌ができた南小

“雨が降っても体育ができるぞ、市立南小学校で3月15日体育館開きと、校歌披露の会が行われました。

この日、校歌作詞、作曲の服部鋭夫、林伊佐緒両先生を迎え、体育館で全員が大きな声で斉唱し、校風づくりの第一歩をふみだしました。



# 立願湫のお膳

むかし、滝戸村の名主の家で婚礼こんれいがありました。

ところが百人前の膳碗ぜんわんがどうしても整ととのいません。

困った名主は、下男げなんに探さがしてくるようにつけました。

下男げなんは毎日あたりの村々さがを探し回りましたが、どうしても見つかりません。下男げなんは、疲れきって立願湫りゅうじんの岩の上にしゃがみこんで、「やれやれ、婚礼こんれいは明日だというのに膳碗ぜんわんが見つからない」とひとりごとをいながらこまっていました。

すると「これこれ、そこで何をしているのか」という声がしました。

うしろを見ると、白いひげのおじいさんが、岩の上に立っていました。

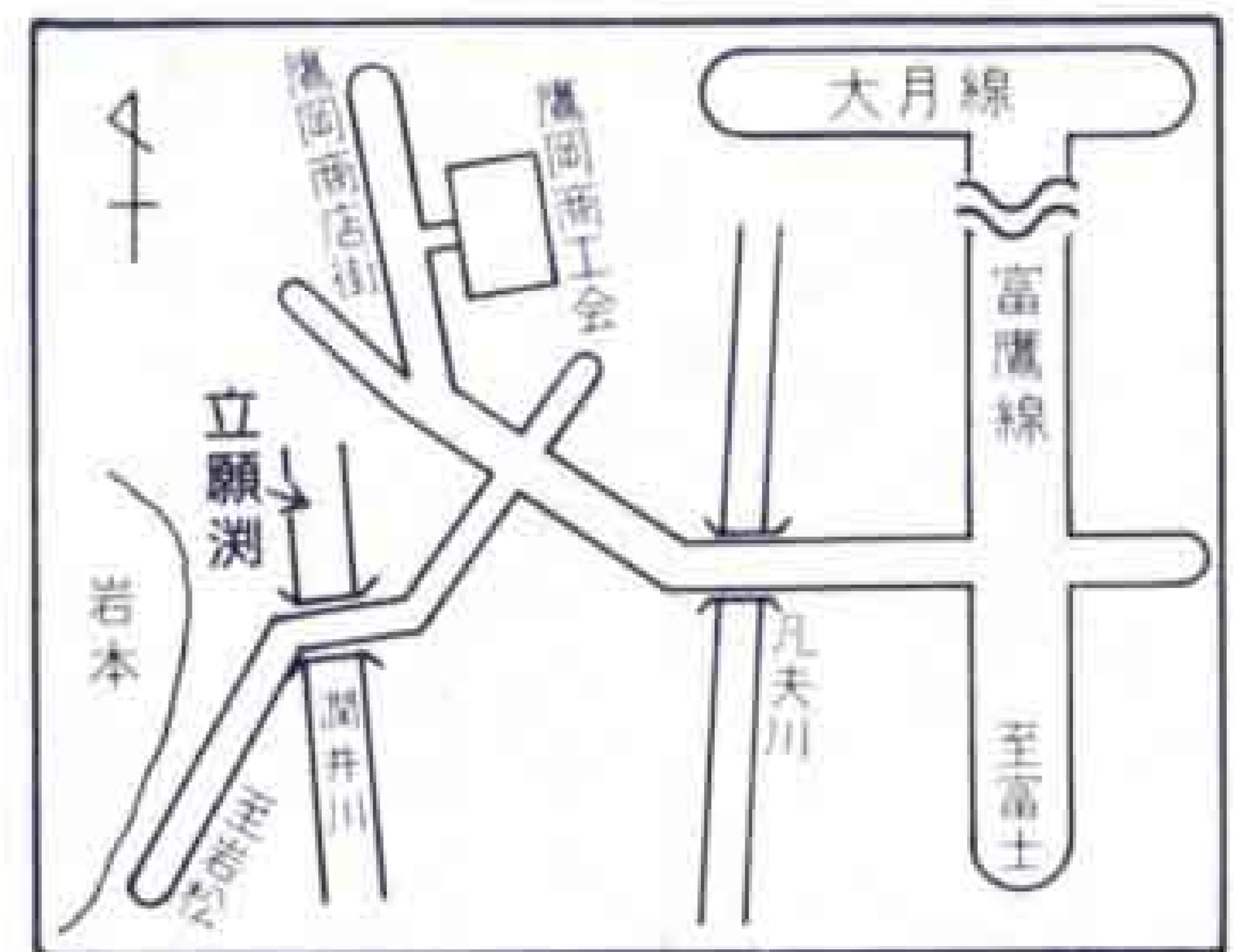
「明日の婚礼こんれいに使う百人前の膳碗ぜんわんがなくて、困っています。」とい

うと、おじいさんは「そうか、では明日の朝早く、この岩の上に立って願ねがいごとをいえ。わしは、この湫ふちの竜神りゅうじんじゃ」といったかと思うと、スッーと消えてしまいました。

下男げなんは、つぎの日の朝、岩の上に立って、「竜神りゅうじんさま、どうか百人前の膳ぜんと碗わんを貸してください。」といました。すると不思議なことに、水の上にプカプカと百人前の膳ぜんと碗わんが浮いてきました。下男げなんが運んできたのを見て、名主はびっくりしました。その明日、膳ぜんをていねいにふき、お礼れいをいって湫ふちの中に返しました。

それからは、村の人たちも借りるようになりました。

ある年、隣村となりむらの名主の家で法事ほうじがあり、やはり竜神りゅうじんさまから百人前の膳碗ぜんわんを借りました。ところが返すと



きになって数えてみると、どうしたのか膳ぜんが一個たりません。

「一つくらい、たりなくても、わからないだろう。」と思って、だまって湫ふちの中へ返しました。

それからのち、ほかの者が「竜神りゅうじんさま、膳碗ぜんわんをかしてください。」といくら願ねがいごとをいっても、貸してくれませんでした。

## アユやヤマメが釣れた



植田義次さん  
(83歳・久沢南)

滝戸という地名は、滝の下が戸ぶくろのようになっていたので、ついた地名だと思う。

むかし、この立願湫は水が豊富でアユやヤマメがたくさん釣れた。

水が豊富だということで、明治21年、入山瀬に富士製紙第一工場ができたんだよ。



## 表紙のことは

お年寄りの憩いの場として、市社会福祉センター・田子浦荘が完成し、3月28日落成式が行われました。

田子浦荘は、広見町にある福祉センターに次ぐ2番目の施設で、大広間、和室、健康相談室、売店、風呂などが備えられています。

また、付属施設として、25℃プールと幼児用のプールもあります。

「近くにこんなに立派な施設ができたので今後、大いに利用させてもらいます」とお年寄りは大よろこびでした。

## 記事訂正とお詫び

3月25日発行の「広報ふじ」の4ページ中、55年度当初予算成立の見出しの中で、総額457億9,200万円は、あやまりにつき、457億4,200万円に訂正してお詫びいたします。

市の行事やお知らせは

ダイヤル市政案内で ☎52-1111